

第58回 大磯町下水道運営審議会議事録

日 時 平成28年3月4日（金）午後1時30分～午後3時30分

場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

出席者 委員）梶田委員（会長）、曾根田委員（副会長）、菊田委員、川地委員、竹内委員、川口委員、岩田委員、坪井委員、加藤委員
以上9名
事務局）二椏木都市建設部長、青木下水道課長、服部副課長兼係長、藤野主事

会長及び副会長あいさつ

事務局

本日の出席委員は9名で、大磯町下水道審議会規則第6条第2項の規定により会議開催の定数に達しております。よって会議は成立しております。

本日の審議会の議事として、(1)「下水道事業特別会計に係る平成26年度決算、平成27年度予算・平成28年度予算(案)の概要について」、(2)「本町の公共下水道に係る地方公営企業法の適用について」、(3)「その他」でございます。よろしくお願いいたします。

また、今回の会議につきましては、議事録を作成するため録音をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大磯町下水道運営審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長になることになっておりますので梶田会長、議長の方よろしくお願いいたします。また、本日の審議会の公開につきましては、当日の委員に諮ることになっておりますので、これにつきましては、議長よりお願いいたします。

議長

それでは、まず、事務局より説明がありましたように、会議の公開については、委員の皆様のご意見を聞くということですので、これからお諮りしたいと思います。

本日の議事は、(1)「下水道事業特別会計に係る平成26年度決算、平成27年度予算・平成28年度予算(案)の概要について」と(2)「本町の公共下水道に係る地方公営企業法の適用について」となっております。

個人情報に係るものではないため、会議を非公開とすべき事項ではないものと考えられますが、委員の皆様どうでしょうか。

委員了承

議長

本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局

傍聴人（1名）おります。

傍聴人入室

議長

議事に入るにあたり資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局

資料について確認

議長

資料1「下水道事業特別会計・平成26年度決算の概要」について事務局より説明願います。

事務局

資料1について概要説明

議長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

委員

資料1の4頁の表5について、不用額の欄で事業費が1億4,346万円ということだが、こちらは国庫補助対象事業がつかなかったことによるものか。

事務局

国庫補助金については2億数千万円、補助対象事業費として4～5億を見ているが、予算額の約75%しか補助金が見つからない。このことを考慮して、起債との絡みもあり、調整しながら事業を執行しており、そのため不用額が発生する。ご指摘のとおりである。

委員

入札による残も入っているのではないか。

事務局

入っている。財政課と調整しながら起債や国庫補助を勘案し、整備がなるべく遅れないよう事業を進めている。国庫補助金の減少及び入札の残により、これだけの不用額が生じている。

議長

資料2「下水道事業特別会計・平成27年度予算・平成28年度予算（案）の概要」について事務局より説明願います。

事務局

資料2について概要説明

委員

市街化区域を平成30年度までに整備とのことだが、その見込みはあるか。それと、公共下水道使用料延滞金は1,000円で収まるのか。供用開始区域が増えていくが、維持管理の職員数が減るのはいかなものか。

事務局

平成30年度までには整備する目標で事業認可を得ている。しかし、実際、現在の予算規模を見ると厳しい状況下にある。受益者負担金又は下水道使用料を滞納している方について延滞金がかかる。受益者負担金の滞納者に関しては滞納整理などに努めている。人員については、技術職については増えている。現状として、供用開始区域が拡大され事務量は増えていくため、増員の要求はしているが、定員の関係もあるためなかなか思うようにいかない。

委員

受益者負担金の滞納者について、具体的にどのような行動を起こしているのか。

事務局

職員が滞納整理として督促状はもちろんのこと、催告状も送付している。また、12月と5月に集中期間として訪問徴収を行っている。

委員

私にも滞納整理の経験がある。例えば3万円滞納している方を訪問し、今日は1万円しか支払えない、といった場合、残りの2万円をいつ納めていただくかを約束していた。そのとおり首尾良くいかないが、逃げ得を許してはいけない。特別会計であることを再認識していただきたい。

議長

ぜひ、鋭意努力していただきたい。他にございませんか。

委員

下水道整備に多額の費用がかかるのはよくわかる。ところで、借金はどのくらい増えるのか。

事務局

残高としてピーク時に概ね 100 億円ほどを見込んでいる。

議 長

接続率向上も重要な課題ですね。それでは、資料 3「地方公営企業法の適用について」について事務局より説明願います。

事務局

資料 3 について概要説明

議 長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

委 員

平成 28 年度予算の資料にある「基本計画策定のための業務委託 400 万円」というのが、この地方公営企業法適用に係る業務委託費か。これは、外部のコンサルに委託し策定するということか。

事務局

はい。町とコンサルの共同作業で策定する。

委 員

大磯町で他に地方公営企業法適用の対象となる事業はあるか。

事務局

ありません。他市町村においては水道事業や病院事業などを行っているため、それらが対象となるが、大磯町においては下水道事業のみである。

委 員

長期的なスパンで考えると、平成 28 年度以降も費用がかかるのか。

事務局

企業会計への移行には、概算で 3,000 万円ほどかかる見込みである。管渠に関しては管径や管種ごとに資産を算定するため、固定資産調査には多額の費用がかかる。職員のスキルアップにも努めなければならない。他市町村においては、地方公営企業法適用に係る専属の職員を配置しているが、本町においてはなかなか難しいかと思われる。現在は地方公営企業法の適用について下水道事業は任意適用だが、平成 32 年度以降、当然適用となることも考えられる。今から先取りして準備する必要がある。

委 員

地方公営企業法の適用にかかる費用は多額だが、下水道の受益者や利用者にとって実额的に資するものはあるか。

事務局

下水道の受益者や利用者にとっての直接的なメリットというよりは、下水道事業の経営基盤の安定などについて資するものである。借金や赤字が現在の官庁会計よりも見えてくる。

議 長

本日の議事はすべて終了しましたので、議長の席を降ろさせていただきます。 ご協力ありがとうございました。

事務局

梶田会長ありがとうございました。それでは、これをもちまして第58回大磯町下水道運営審議会を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。